

対応策の検討

- ・今回検討してきた地域公共交通は、基本的に道路交通になると考えられるが、その場合には道路運送法の規定を受けることになる。
- ・具体的な手法(=メニュー)の検討に入るに先立って、道路運送法の規定にしたがって整理をしておく必要がある。
- ・自動車交通は基本的に事業用=緑ナンバーと、自家用=白ナンバーに分類される。
- ・今までの検討経緯からみると、大山崎町の現状においては、既存の事業者の路線バス(=緑ナンバー)では不十分な交通環境と考えられる。
- ・タクシーについては今後新しい動きが出てくる可能性がある(別紙資料……8月3日 日経夕刊参照)。
- ・白ナンバーによる有償旅客運送の場合は、道路運送法によって規定される。

道路運送法による自家用有償旅客運送(白ナンバー、旧80条バス)の分類

種類	目的	対象者	運行条件	運行主体	競合するもの	備考
市町村運営有償運送	交通空白地域の輸送手段の確保	主として対象地域住民	地域公共交通会議で審議・議決	市町村	路線バス・タクシー	総合型
	市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち移動制約者等であって、当該市町村に <u>会員登録</u> を行ったもの			タクシー	福祉
過疎地有償運送		当該地域の住民・親族および当該地域に日常的用務のあるもので、 <u>会員登録</u> を行ったもの及びその同伴者	運営協議会を組織	NPO等	路線バス・タクシー	特殊
福祉有償運送		単独でタクシーその他の公共交通を利用することが困難な、身体障害者・要介護認定者で、 <u>会員登録</u> を行ったもの及びその付添い人	運営協議会を組織	NPO等	タクシー	福祉 (京都府下の一部で実施)

大山崎町で考えられる対応策のメニュー

運行形態	概説	運行方法の道路運送法による区分	参考事例	備考
定時路線型	路線、ダイヤ、運行日等が決まっている。	一般旅客自動車運送事業として運行する場合(第4条許可、緑ナンバー)	【委託】はっぴいバス(長岡京市)ほか	※伊勢市(三重)や射水市(富山)では、定時路線型とデマンド型を併用(ともに委託)
デマンド型	路線あり	※この場合は事業者【委託】	自家用有償旅客運送として運行する場合(旧80条バス、白ナンバー)	
	路線なし(フルデマンド)		※この場合は【市町村自ら】登録(うぐいす号の転用ならここに該当)	【委託】中村まちバス(四万十市)ほか 【自主】邑南町営バスの一部(島根)
	利用者の要求(予約)に対応して運行する形態の交通。需要に応じてバスやタクシーなどが利用される。運行ルート(バス停)が決まっている形態とニーズに合わせて設定される形態がある。利用者登録が必要な場合が多い。		【委託】南伊勢町デマンドバス(三重)ほか	